

開 議

○鈴木富美子議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○鈴木富美子議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、指名いたします。

勝見英一郎議員の質問

○鈴木富美子議長 順位1番、議席番号3番、勝見英一郎議員。

(3番勝見英一郎議員登壇)

○3番 勝見英一郎議員 政新長井の勝見です。

本日の質問は、部活動と教員の働き方に関する緊急提言についての2点です。

まず、部活動について。

部活動の地域移行に関しては、これまで一般質問で何度か取り上げられておりますので、直

面する課題の多さは理解できましたし、教育長が何度も話しておられるように、できることから始めるしかないことや、地域の子供を地域が育てるという基本理念に立つとの姿勢も十分に理解するところです。また、さきの文教常任委員会協議会でも説明を受けました。その上で、来年度からの部活動任意加入制を控え、確認しておきたいことがありますので、5点、教育長に質問いたします。

最初に、学校管理下とはどの範囲なのかをお尋ねいたします。これまで登下校を含めて学校管理下と認識しておりましたが、そうではなさそうですので、明確にしておくために質問いたします。

関連して、現在、全ての小・中学生が加入している日本スポーツ振興センターが保険対象としているのは、学校管理下及び自宅と学校間の通常の登下校の範囲までと理解してよろしいかお尋ねいたします。

また、これも確認を含めてお尋ねいたしますが、生徒が地域クラブで活動する場合、放課後に学校から真っすぐ地域クラブの活動場所に向かうことは、日本スポーツ振興センターの保険対象外ではあるが、認められていると認識してよろしいか、伺います。

その際は、新たに別の保険に加入しておくことが望ましいわけですが、そうした加入についてどのようにお考えかもお尋ねいたします。

これまでと同様、保護者と地域クラブに任せるという考えもあるかもしれませんが、昨年12月の文部科学省及びスポーツ庁による総合的なガイドラインの中で紹介されている公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保障は、学校管理下外のスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を対象として、年間800円で通院、入院、後遺障害等の補償が行われるとされており、生徒の学校外での多様な活動が期待される今日、こうした保険の推奨も必要で

はないかと考えるのですが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

次に、評価についてお尋ねいたします。

私は、部活動は生徒個々の特性を生かし、学校生活を豊かにするために行われるものであって、本来は評価として問われる性格のものではないと思ってきました。教育長も、これまでの答弁の中で、部活動の意義として話されたとおりです。しかし、現実として、高校入試において部活動は生徒の大切なアピールポイントであったと言えます。教育長は、昨年6月定例会の一般質問に答えて、調査書のために頑張るといふ子供はいないし、そんな指導はしていないと話されましたが、しかし、部活動の結果が高校入試における生徒個人の成果として記載されてきたことは事実です。

私は、来年度以降の部活動任意加入が生徒に臆測や懸念なく浸透するためには、中学校・高校がこれまでの認識をどこまで変えられるかにかかっていると思っておりました。昨年6月の学校教育課長の答弁では、校外活動の記録については、校外や地域におけるスポーツ活動、文化活動、社会奉仕活動についての記録、表彰等の事実があれば記入するというので、そこは平等に見ていくと、県からも示されているところだと話されておりますので、そうした認識に立っているとは思いますが、しかし、通知でこれまでの意識がどこまで変わるものなのか、疑念を拭ききれないでおります。高校入試において、部活動と学校外活動を同等に評価するとされておりますが、それは公立・私立高校と中学校及び県・市町村教育委員会で十分に共通認識されているものなのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

もう1点、高校入試に関してお尋ねいたします。

中学校が高校受験の際に提出する調査書では、部活動の実績は特別活動の欄に記入され、地域

クラブで活動した場合はボランティア活動などと一緒に校外活動の記録の欄に記載されることとなります。文部科学省及びスポーツ庁による総合的なガイドラインでは、この記載について、単に活動歴や大会成績のみを記述するだけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいとしております。

昨年6月定例会の学校教育課長答弁では、賞状とか、学校のほうでも確認しながら記載していると話されておりますが、これからは賞状などの成果品だけでなく日常の把握が必要であり、地域クラブとの連携が今まで以上に必要になってくるのではないのでしょうか。教員の負担が増える懸念はありますが、生徒の活動が正しく評価に反映されるために、ICTなどを活用し、地域クラブでの活動の様子が学校に伝わるシステムをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

なお、このことは調査書の面だけでなく、県のガイドラインにおいて、地域クラブと学校の定期的な協議を行うことや、クラブが年間及び毎月の活動計画を策定すること、事故があった際は顧問か教頭に連絡することなどが求められておりますので、地域クラブとの情報共有は重要と考えます。それを今後どのように進めていくのか、教育長のお考えをお尋ねいたします。

部活動に関し、4点目の質問です。

来年度から任意加入制が導入されますが、これまでの国や県等の資料を見たり、本市での説明を聞いたりした印象として、部活動または地域クラブでの活動が前提になっていると感じてきました。市教委がつくられた今後の放課後と休日の活動パターンの図式には、部活動と地域クラブの両方に参加する、部活動のみ参加する、地域クラブのみ参加する、そしてどちらにも参加しないという4つのパターンが示されているのですが、これまで学校生活の柱を勉強と部活

動と意識づけられてきた生徒が、4つの選択肢を同じ比重で見ることができるのだろうかと思うことも事実です。

そこでお尋ねいたしますが、この任意加入制を生徒はどのように受け止めるものでしょうか。事前調査など、把握しているところがありましたら教えていただきたいと思います。

関連して、部活動も地域クラブの活動も、どちらも選択しないという4番目の選択肢についてですが、私はこれを機に、農業や製造業など自宅での仕事を手伝うとか、家庭の事情で家事を担わなければならない場合は家事をするとかの行動がもっと評価されてよいと思っております。これまで勉強と部活動が中学校生活の二本柱と考えてきた生徒には、そうした活動の重要性は認識されていないかもしれませんし、入試に向けて不要な心配を持つかもしれませんので、放課後の家業の手伝いなど多様な活動が正しく評価されるために、教員の認識なり指導要録や調査書の記載なり、環境を整えていただきたいと思いますのですが、この点について教育長はどのようにお考えか、伺います。

部活動に関して、最後の質問です。

県の部活動改革の文書など見ていきますと、今後の在り方が様々述べられております。実現可能性に疑問を感じるものもあるのですが、そのうち、合同部活動の一つの形として、自分がやりたい部がない生徒が別の学校の部に参加して活動できるようにすることは、生徒数減少を踏まえれば検討する価値があると感じました。そのためには、スクールバスでの送迎など新たな措置が必要になってまいります。今後の部活動数の縮減と顧問の複数配置、結果としての教員の負担軽減が求められている中、それにつながることであり、市町村教育委員会の判断でできることでもあるということですので、教育長のお考えをお尋ねいたします。

もっとも、このことの最大の課題は大会参加

にあります。中体連など大会主催者に出場を認めてもらわなければ、なかなか進展しないことではあります。

そこで伺いますが、複数の学校の生徒が1つの部で活動している場合も大会参加できるよう、機会を捉えて中体連等に求めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか、併せてお尋ねいたします。

大きな2項目めとして、中央教育審議会答申「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」、以下、緊急提言とします、を踏まえた取組の徹底を求める文部科学省通知に関連して質問いたします。

教師を取り巻く環境が依然として厳しいことから、今年8月に中央教育審議会は緊急提言を答申し、それを受け、文部科学省は9月に、「緊急提言を踏まえた取組の徹底について」という通知、以下、文科省通知とします、を知事・教育長等宛てに出しました。これはどちらも、今できることを直ちに行うという考えの下、発出されたものであり、まずは取り組むことを強く求めたものです。

さて、その緊急提言では、学校・教師が担う14の業務について、基本的に学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務の3つに分類し、対応策を示しました。本質問では、その中から本市においても検討すべきと思われる事項を3点取り上げたいと思います。

まず、第1点として、給食費の公会計化について、給食共同調理場長にお尋ねいたします。

これは、緊急提言の中で、基本的には学校以外が担うべき業務として上げられた4つの項目の1つ、学校徴収金の徴収・管理に含まれる事項です。ちなみに、給食費の公会計化に関しては、今年8月31日に初等中等教育局長より「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進

について」という題で通知が出ておりますし、文科省通知の中でも、「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進について」の最初に、学校給食費の徴収・管理等の事務について、学校や教職員でなく、地方公共団体の事務とすることを基本とした上で、公会計化等を進めることとされたものです。

本市においては、学校徴収金の中に給食費も入っており、教師も関わらざるを得ない体制であると認識しております。これについて、令和2年12月定例会の一般質問でお聞きした際は、当時の教育参事は、教員の負担軽減だけでなく、会計の透明性、不正防止の観点もあり、適正化について現在検討中であると答弁されました。それから現在に至るわけですが、一層教師の負担軽減がクローズアップされる今、学校徴収金のシステム変更を真剣に考えるべき時期にあると考えますが、いかがでしょうか。給食共同調理場長のお考えを伺います。

2点目として、学校の教育課程に関し、学校教育課長にお尋ねいたします。

学校行事に関しては、コロナ対応の中でいやなく学校行事を見直し、簡素化したプログラムが取り入れられてきました。改めて、緊急提言及び文科省通知により運動会の簡素化や入学式・卒業式の慣例的・形式的な要素の見直しなど、学校行事の精選・重点化が指摘されたからといってどうこうはないかもしれませんが、今後、具体的に学校行事はどのように変わっていくのかお尋ねいたします。

また、本市の授業時間数が標準に照らしてどうなのか伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大の際、授業を休止せざるを得ない学校・学級が相次ぎました。その際、課題となったのが、学習指導要領で定める標準の授業時数で、基本的にこれを下回らないとされておりますので、授業時数確保に苦労されたと思います。もちろん、自然災害も含

め、やむを得ない事情がある場合は標準時数を下回ったからといって直ちに法令違反にはならないとなっているわけですが、教えるべき内容を教えないで終わるとはしたくないことから、休業日を授業日に振り替えるなどの措置も取られたことと思います。そうした経験を経ますと、万一に備えて年間の授業時数に余裕を持たせるという考えも出てくるのかもしれませんが。このたびの文科省通知では、こうした事例よりも恒常的に授業時数が大幅に標準を超えている学校に対しての措置と受け取れるのですが、本市の小・中学校において、年間授業時数は標準に照らしてどうなのか、お尋ねいたします。

最後に、正式採用前の講師に対する支援について、教育長にお尋ねいたします。

緊急提言及び文科省通知の眼目は、教師の成り手不足にどう対応していくかにあると考えております。そのために大切なことを私見で言えば、1つ目は職場環境の見直し、2つ目はサポート体制の充実、そして、3つ目は研修の充実、この3つです。例えば部活動の地域連携は1つ目の施策、初任者教員の指導員配置などは2つ目の施策に当たります。しかしながら、この3つのうち、研修の成果は目に見えないだけに、どうしても型どおりになりがちです。特に本市では違うかもしれませんが、採用前の講師に対するサポートと研修は、正式採用後の教員に比べ強度が落ちると感じております。

そこでお尋ねいたしますが、本市において正式採用前の講師に対するサポートはどのように行われているのか。また、これから採用試験を受けて教員になろうとしている講師を対象に、教員採用試験を踏まえた校内研修や市内に勤務する講師を集めた集合研修などを行えば、半年以上にわたり勤務しながら採用試験の勉強をする講師の大きな力になると考えるのですが、そのような支援はできないのか、講師の意欲と職務能力向上のための支援について、教育長のお

考えをお尋ねし、壇上からの質問を終わります。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 おはようございます。

今、勝見議員から大きく部活動の地域移行に関わるもの、それから、教員を取り巻く環境整備について、大きく2つご質問がありました。それぞれについてお答えを申し上げます。

まず、大きく1つ目の部活動の地域移行についてお答え申し上げます。

今後の中学校の部活動の在り方について、12月1日の隣組回覧をもって市民の皆様にもお知らせしたところです。また、中学校や小学校6年生の保護者の皆様には既にお知らせをし、先ほどありましたように、文教常任委員会協議会の中で、議員の皆様にもお知らせをしたところです。

ここでもお示しましたとおり、本市では、長井市スポーツ芸術文化環境整備推進委員会並びに検討委員会を設置し、協議を進めております。協議の中で、様々な課題も提示され、関係機関との調整等も含めて、現在も話し合いが進められております。したがって、勝見議員からのご質問についても、今後整備していく中で出された課題として受け止めながら、協議の中で具体的に詰めていくものと考えておりますので、そのような視点からの答弁であるということをご承知おきいただきたいと思います。

まず、1点目の学校管理下の範囲についてありますが、このことについては、県の教育委員会にも改めて確認をしたところであります。そのお答えとして、まず前提として、登下校は学校の管理下ではない、これが基本であります。前提として、子供の責任は親が持つということが基本であるということ。さらに学校では、もちろん安全や身を守るための指導をしているわけですが、実際に帰る際の責任は保護者が持つもの。まず、これを大原則としなければならぬと、改めて感じたところであります。

先ほどご指摘ありましたように、登下校では、原則として学校では回り道をせず家に帰るということを基本としておりますが、当然いろいろな事情はあります。ただ、これは一律の決まりとか、そういったものではなくて、それぞれ対象について、この件の本部の日本スポーツ振興センターと話をしながら対応しているというのが現実であります。

例えば小学校から習い事ですとか、祖父母の家に行くなど、それから学童に行くという理由もあります。それから、中学校を考えると、スポ少、クラブに行くという理由で通常とは違う道を通る際がありますが、これについては保護者のほうから学校へ連絡を受け、共通理解を図ってきているところであります。

あくまでも保護者の判断の下でなされるものであるということ、したがって、スポ少、それからクラブについてはそれぞれ保険の加入をしており、学校の管理、それからそれらスポ少の管理ということではすみ分けがなされているなと思っております。これまでの取組を基本にしなが、具体的な事案に沿って相談に乗っていく。これがまず現実的な対応であろうと考えているところであります。

次に、2つ目以降のことについてお話しします。特に入試制度、高校入選のほうに関わっているものが大変多かったなと思いますが、これについてお答えを申し上げます。

今回この部活動の地域移行を踏まえて、スポーツ庁並びに文化庁のほうからも高校入試についての立ち位置が示されました。ここには、部活動の活動例や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力に応じて、調査書のみならず、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの入試全体を通じて多面的に評価することという提言がなされておりますが、これは全国一律に発出したものでありますので、議員御存じのように、高校入選の制度

についてはそれぞれ各県でも違います。そのようなことも踏まえてお答えになると思います。

まず、ここについては学校教育法の施行規則の第90条のほうに、高校の選抜においては当日の学力検査と調査書をもって資料として判定するとあります。私個人的には、この文言が非常にプラスに働いてないなという印象も持っています。例えば内申書があるから生徒会頑張るとか、何かこれが内申点につながるのではないかと、当然これ選抜ですから、子供たちがそういう考えを持つのは当然だと思います。そのようなことを踏まえると、必ずしもこれが健全な心の成長に寄与していないのではないかなということは、個人的には思っています。

さて、高校入選の可否は、当日の学力検査の結果と、それから調査書を基礎として判定しているものは、これは今お話ししましたが、その大きなところは当日の学力検査の結果、何点取れたか、それから、9教科の評定です。いわゆる内申点と言われているものです。これらが示され、可否の判断は当日のこの結果と調査書の割合で示されるわけですが、これも高校によって割合が違います。7対3ですとか、5対5ですとか、そういうものになっているということです。中学校では、このことを原則としながら、学校内外での生徒のよさを本当にしっかりと見取って調査書に示しております。そのことをまず、受け止めていただきたいと思います。

議員からご質問があった、この高校入選の説明会については、今回10月の26日に県教委が主催する山形県公立高等学校入学者選抜要項説明会、ここで説明をされております。ここには、中学校の校長に加えて県立高等学校10校の教頭と教諭、それから私立の高等学校、そして私たち市町の教育委員会が参加しております。この会で確認されたことを申し上げます。

調査書及び成績一覧表についての説明があり、ここで次のような説明がありました。特別活動

等の記録には、生徒会活動、学校行事、その他の活動について、具体的な活動を活動の事実にして箇条書で記載すること。校外活動の記録については、校外や地域におけるスポーツ活動、文化活動、社会奉仕活動等に関して、顕著な活動、記録、表彰等の事実があれば記入することという確認がありました。私立の高校についても、部活動の活躍にかかわらず、クラブ等の活躍は校外の記録として記載しながら同等の扱いをすることということで、ここでも確認をされております。

なお、私立の高校についてはスポーツ推薦等があるわけですが、これについては部活動、クラブを問わず、活躍している生徒が入学している、これが状況であります。まず、2つ目の質問は、このようなことで済ませていただきます。

次に、3つ目のご質問ですが、地域クラブ、それから部活動と同等に学校外の活動、地域クラブ等、これについて評価に反映させるシステムが必要であるのではないかというご意見でした。

結論から申しますと、私はこの入選、選抜の資料とすること、さらにこれをシステム化すること、私はちょっとなじまないと思っております。

中学校では、これまでも出願書類を作成する上で、各種大会の入賞等の把握、賞状等の確認とともに、部活動やクラブへの取組状況について、生徒自身がどのような意識で取り組んできたかという自己評価、子供たちが一人一人書いている自己評価等を参考にして、本当に丁寧に時間をかけて記載しております。特に私立高校のスポーツ、文化関係で推薦入学を希望する場合には、それぞれの活動について詳しい内容を担当顧問や地域の指導者にもお聞きして、記載をしているところです。

また、入選の前に、各学校長の学校訪問があるわけです。ここの中でも事前相談の中で、こ

の場を活用しながら、個々の生徒の状況についても伝えているところです。中学校としては精いっぱい、子供一人一人のよさを漏れなくお話ししているなどと思います。

また、調査書に記入する内容については、県の教育委員会から具体的な字数、それから制限が示されておりますが、県の様式にのっとりながらも、精いっぱい中学校では理解をしていただくように取り組んでいると思っております。

次に、4番目のご質問にお答えします。

任意加入制を該当する子供たち等がどう理解しているか、どう認識しているかということでありますが、この事前調査については、令和5年6月に小学校6年生、それから中学校1、2年生を対象に、今後の部活動の在り方に関する調査ということで実施をいたしました。

中学生についてですが、まず、約7割の生徒については、引き続き部活動に加入したいという回答でした。一方、残りの3割の生徒については、スポ少の子もおります。クラブの子もおります。道場に通っている子もおります。文化活動に行っている子もおりますし、そのほか自分の趣味や習い事、自宅や図書館で過ごす、ICTを活用した学習や塾で過ごしたいと回答がありました。

特にこのスポ少やクラブ活動に入っていない子供のことを考えますと、逆の意味で、今まで全員入部制ということで、こういった習い事ですとか塾に行くとか、こういうのを犠牲にしているのかなと、そういうところもちょっと表れた結果だったと思います。

小学生については、まず約半数の子供は部活動に加入したいと考えておりますが、3割の子供たちは分からないという回答でした。さらに約1割の子供については、習い事や自分の好きなこと、自分で学習したり、学習塾へ通ったりしたいという回答でした。また、現段階で不安に思っていること、心配なことはありますかと

いう質問については、特にないとか、よく分からないという意見が最も多い結果となりました。小学生については丁寧な説明が必要だということのを改めて感じました。

市民の皆さんへの周知ですとか、それから対象となる保護者の皆さんへの丁寧な説明というのをこれまで以上に、またこれまでに加えて必要であると考えますし、中学校の学校説明会もありますので、このところでも各学校から説明がなされ、または相談に乗ることになると思っております。

さて、議員からご指摘ありましたように、日常的に家業や家事の手伝いをする、こういう生徒ももちろんおります。調査書には丁寧に記載しようという思いはありますが、先ほどの制限もあり、事実だけですので、これにはおおむね限界があるので、先ほどお話ししたように、やはり高校の事前相談ですとか、そういうところで校長が丁寧に言うておりますので、そういうところで話をするというのが一番理解していただけるものでないかなと思っております。

ここで、私が非常に大事なと思うのは、やはりこの部活動を学校単位ということではなくて、地域で確認するということです。もう様々な子供がいて、様々な暮らし方がありますので、個々の環境や家庭事情も含めて、様々な仲間がいるということをお互いに認識し、尊重する、そういう社会を学校だけでなく、みんなで醸成していくというのが一番大事なことだと感じております。

山形県の高校選抜の実施要項もまた調査書の記載も含めて、私はこれから抜本的に検討する時期に来ているのだらうと思っております。

さらに最後に申し上げたいのは、議員も危惧されていることですが、本当は部活動とかいろんなことをしたいのに、家の手伝いをするためにできないとか、選ぶことを諦めざるを得ない

という、今話題になっておりますヤングケアラー、こういった子供たちがいるのではないかと、この存在です。こういった子供たちをどう支援していくのかということを見ると、これは学校だけでなく子育て推進課、健康スポーツ課等、関係機関も含め、まさに地域のコミュニティを推進しながら、子供を真ん中に置いた社会を形成していく、これが一番大事なことだなと感じたところであります。

さて、部活動の最後のところですが、部活動のない生徒についてのご提言をいただきました。部活動したいけども活動する部がない生徒についてのご提言ですが、今、長井市で進めているのは、今までお話ししたとおり、スポーツ、文化、芸術活動の環境整備です。この環境整備によって、次のようなよさが考えられると思っております。

まず、1つは、自分が本当にやりたい活動ができる。2つ目は、より専門的な指導が受けられる。3つ目は、学校を超えていろいろな人と関わりが持てる。それから、4つ目が、複数の活動も自分で選択できる。この観点で見れば、合同部活動も選択肢の一つだと考えております。中体連主催の大会に向けては、団体競技が合同チームを組み、大会に出場した前例はもちろんあります。長井南・北中学校のサッカー部ですとか、長井北中学校と小国中学校の野球部の合同ですとか、それから長井南中学校、小国中学校のバレー部の合同、そんな参加もしております。

ただ、議員からご提言ありました、その部活動として活動、移動するということは、平日の時間帯はどれだけできるのかとか、そういった与えられた時間、それから合同部活動として整理することで、メリットが出てくるのかどうかということ、これはやはり課題だと思います。これらの課題を考えると、本来、市町村単位でも検討すること自体が非常に限界を超えており

ます。できれば県の教育委員会、または教育事務所単位でこういったものを他市町との関連を踏まえながら調整していくのが本来だろうなと思っておりますし、そのことは教育長会でもお話をしているところです。

現在の状況について確認をいたします。中学校、中体連の地域クラブ団体競技における大会出場に関しては、県大会から1枠、既に設けられております。また、これまで中学校として団体競技に参加する場合は、部内の競技人数が両校で足りない場合、または片方の学校が足りない場合に限り、合同チームにより中体連主催大会の出場が認められてきたところですが、勝見議員からご指摘があったとおり、次のような場合、考えられます。生徒数が減少して、今学校で設置している部がとにかく維持できなくなって、自分が取り組みたい部がなくなるということが考えられるわけです。

これについては先ほどもお話ししましたが、近隣の学校から生徒が集まって活動するというパターンも考えられますが、地域移行という大きな中で、スポ少ですとかクラブ活動があれば、広域的にそこに所属して活動をするというのがやっぱり現実的だなと思っております。現段階では、スポ少、クラブ等、様々な事情が本当に複雑に絡み合っていて、一つ一つ聞くと本当に收拾がつかないぐらい複雑です。今起きている課題を丁寧に解決すると、そこからまず進めることが、子供たちに迷惑のかからない、子供たちが困らない取組だなと思っておりますので、ご承知おきいただき、ご理解いただければありがたいなと思います。

さて、大きな2つ目の講師等の研修等のサポートについてお答え申し上げます。

今年度、本市では新たに若手教員人材育成担当教育支援員、これを議員の皆様にもご理解いただきまして、予算化して配置しております。2年から5年経験された、今実は20名の先生方

をサポートしておりますが、さらに講師の先生についても対象として、現在それぞれの学校を巡回し、相談を受けたり、それから指導を行っております。

先日、教育委員会の教育委員の訪問がありましたけども、市内の小・中学校を見回ってききましたけども、昨年度の様子、それから4月の様子と比べると、非常に一人一人の先生、教員の成長が見られ、そして集中している子供の姿も見られました。この事業は非常に成果があるなと受け止めております。

まず、講師等の研修ですが、これは県の制度では、当然法令研修がありますので、講師等の研修会は置賜教育事務所の1日だけです。なお、本市では、教員全てを対象にして研修を進めておりますので、講師だとか、それから教員だとかと、そういう区別はありません。

また、昨年、今ご紹介を申し上げた取組に加えながら、若手教員と講師同士が集まって授業づくりで話し合う研修会ですとか、市内の小・中学校の同学年の担任の先生が集まって行う研修会、同学年研修会、このようなことも新たに実施しております。講師や若手教員、ベテラン教員も一緒になって、指導法や悩みなどを共有する、それができてきたなと思っております。

さらに来年度ですが、教員がしっかり時間を取って、じっくり研修できるよう、秋の研修会では、今まで半日研修という忙しい中で行っておりましたが、これを一日開催と変えました。とにかく今、勉強したいという先生方に応えて、十分に研修に浸る時間を確保したところであります。

教員同士の研修で大変大事にしたいのは、やはり職業の専門性を高めていくということです。講師の先生の採用試験への最良なサポートである、それはまさにこのことだと思えます。また、講師の先生については、採用試験前に各学校で指導をしたり、相談に乗ったり、または早めに

帰宅させて準備をするという各校の配慮、温かい配慮があるなと私は思っております。

若手に限らず教員からは、授業をよくしたい、もっと勉強したいという気持ちが伝わってきます。教科の本質に迫る授業をつくることで、教師としての専門性を追求する、その楽しさを感じることができるようにする、これが市教育委員会の大事な使命だと思います。私どもとして研修の場を増やし、高みを目指す教員の育成につなげたい、そう考え、次年度の研修計画を提示し、研修計画に参加できるように今、計画を立てているところです。

また、現在、本市の強みである英語教育についてもさらなる充実に向けて外国語の研究開発校、この指定に向けて文部科学省に申請していることは文教常任委員会でもお知らせしたとおりです。これまで以上に学校のことを見詰めていただければ幸いに存じます。ご指導のほうもよろしく申し上げます。

○鈴木富美子議長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 おはようございます。

私からは、学校給食費の徴収事務に教員が関与する必要がないシステムに変える必要があるのではないかということにつきましてお答えいたします。

初めに、市内小・中学校における学校集金につきましては、おおむね3種類ございまして、1つに学校出張集金、1つにPTA会費、1つに学校給食費であります。中学校につきましては、こちらプラス後援会費についても学校集金として取り扱っております。

集金の方法といたしましては、学校側からお知らせする文書を送付し、口座振替により学校の指定口座へ入金となる流れとなっております。現在、学校における徴収金等の業務につきましては、事務職員が行っており、担任教諭等による徴収等の業務は行っておりません。また、学

校集金におきましては、納入未納者が確認されておりませんので、催促等の業務は発生していない状況でございます。

続いて、令和2年12月定例会以降の検討経過について、この間、公会計化の導入時の課題等を整理させていただいております。1つ目に、担当される教員の負担につきましては、集金項目等としては軽減されるものと考えますが、これまで丁寧な対応として行っております学校給食費の個々の欠席等による返金対応について、児童生徒ごとに学校給食費の精算などにつきまして、引き続き学校側にお願いせざるを得ない業務が残ります。

2つ目に、学校集金の項目から学校給食費のみ公会計化した場合、そのほかの学校集金と区別して対応する必要があり、学校集金として一括徴収が変更となるため複雑な集金形態となり、負担となる可能性がございます。

3つ目に、徴収システムの導入に関しまして、賦課徴収に関する人員体制の確保や予算の確保、公会計化を導入するシステム経費、そのシステムにおける保守管理及び振込手数料等の経費など、財政側から見ると経費が増えるものと考えます。

また、学校給食費の公会計化につきましては、令和5年度13市副市長会の議題としても上げられており、県内において課題の共有を図っております。県内の導入状況ですが、13市中5市、山形市、酒田市、寒河江市、上山市、東根市で導入しており、酒田市と上山市、東根市につきましては、学校事務職員が徴収、管理、督促等の業務を行い、市の一般会計に納入する方式を導入している状況です。

このようなことから、学校給食費の公会計化につきましては、引き続き保護者、学校、行政におきまして情報共有を図りながら、精査が必要であると考えますので、その他の学校集金等の在り方や、教員の働き方を含めて、よりよい

体制を検討してまいります。

○鈴木富美子議長 横澤聡一学校教育課長。

○横澤聡一学校教育課長 おはようございます。

私からは、学校行事に係る負担軽減に関し、見直しはどのようになっているのか、また年間の授業時数についてはどのようになっているかについてお答えいたします。

まず、今年度、学校行事で全国的にも苦慮したことについては、猛暑が続く中での運動会の実施というようなことでもございました。具体的には、運動会練習の中止ですとか、運動会自体の中止、開催日の変更などが余儀なくされておりました。

そのような中で、本市では県内のどこよりも先駆けて体育館のエアコンの導入をしていただいております。そのために、子供たちの安全を確保しながら、当初の計画を大きく変更することなく室内での練習を行ったり、運動会も体育館で実施したりすることができました。このことについては、他市町の教育委員会からも羨む声が聞こえてくるほどでした。このような教育施設的环境整備は、教員の負担軽減に直結し、また、働き方改革にも大きくつながっております。

その他の学校行事につきましても、コロナ禍の影響により多くの精選、見直しが図られております。例えば学習発表会、合唱コンクールの内容を精選したり、各行事への練習時間を最小限にしたり、様々な工夫が見られております。

また、教育課程に関わって、5時間授業を増やしております。そのことにより、先生方が子供と向き合う時間の確保、また、勤務時間内での先生方の授業準備を行うことができるようになってきております。令和6年度に向けて進めていることとしましては、新学年スタートである4月に4時間授業を検討しております。子供たちが徐々に学校に慣れるための時間と、先生方の多忙化の削減を狙いとしております。さら

に、猛暑への対応も含めた学校行事の時期と内容の見直し、精選等も行ってまいります。

2つ目の年間の標準時数についてでございますが、令和5年度につきましては、市内各校1%から4%程度、若干の増加傾向にありました。現在、令和6年度の教育課程については、各校で検討しているところですが、授業時数については標準時数に合わせて計画するようということで、各校に指導しているところでございます。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 細かいところは抜きにいたしまして、例えば学校給食費の公会計化、先ほどありましたけれども……。

○鈴木富美子議長 勝見議員に申し上げます。マイクに近づいてください。

○3番 勝見英一朗議員 学校給食費の公会計化について答弁いただきましたが、答弁の中でもありましたように、後援会費、PTA会費も含めて徴収されております。これは本市で保護者等が学校に対する理解が深く、全員がPTAに加入して、後援会にも加入されてるという実態を踏まえてのことだと思いますが、基本的には任意加入制ですので、将来にわたっては、それに関係して検討せざるを得ない時期もあるんだろうなと感じたところですが、その件につきましては、今後検討も進められるということで、それに委ねていきたいと思っております。

最後の時間の中で、教育長に質問したいのですが、1つはその調査書に関してです。

これも細かいところは省略いたしますが、山形県では、非常にこの部活動については取り組んでおりますけれども、ただ、懸念するところは高校のところ、この入試に関しては教育長、丁寧に説明されるとは申されたんですけども、入試の資料というのは先ほどあったように、学検と調査書、そして調査書の中には基本的には箇条書とされていて、ただ、この生徒の活動に

については箇条書では書き切れないところがたくさんある。そして、調査書のそうした特別活動の記録等も含めて、これは各県の実施要綱の中でもそのことについては取り上げるといいますか、そこに留意することというような書き方も入っております。

というところを見ると、本来は丁寧に生徒の活動が説明されて、記載されて、それらを含めて高校が評価するべきだろうと考えるんですけども、そうした実態にはなっていない。今後その調査書の在り方について、教育長は、私が考えるには、この調査書の在り方というのは、適切な形ではないと。もっともっと丁寧に説明するならば、説明するような形にしなければいけないし、それが入試のときに不要であるというならば、書かなくてよいということだと思うんですが、そうした調査書の在り方について、もっと考えなければいけないだろうと思います。

令和6年度の県のその要項等を見ますと、令和5年度とほとんど変わってはおりません。こうした態度でよろしいのかどうか、非常に疑問に思うところなんです、これらは県に対して申し上げられるのは、教育長のお立場で申し上げることもできるかと思っておりますので、教育長の考えとして、今の調査書を含めた高校入試における中学生の活動が正しくそこに反映されるようなシステム、そのことについて、教育長はどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○鈴木富美子議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 今、議員からご指摘ありましたことについて、私は基本的にはそのとおりだと思います。

調査書は、あそこにいろいろ書くんですけども、実際に選抜の試験の日程が決まって、そこから可否の判定をするまでに、限られた時間の中で、あの調査書の子供たちの一人一人のよさを把握できるかということ、私は不可能だと思

っています。ところが、中学校では、それも分かっているながら、本当に夜中までかかって丁寧に書くんです、あれ。そういったことの入選のシステムについては、中学校の教員としては非常に疑念を感じております。

先ほどお話ししましたように、大きくは当日の学力検査、それから内申点の9教科の評定の合計、まずここがほとんどだと思います、現実的にも。だとすれば、その生活の記録というのが果たしてどこまで必要なのか。また、先ほどお話ししたように、特別な子供とか、そういう子供については事前訪問の中で校長からも話をしております。そういうレベルで、膝をつかえて、心の通じ合うようなところで話をし、共有すべきだなと、私は思います。

一方で、法的に見ると、あの調査書というのはそのまま、調査書として指導要録として高校に上げてある。それが基本になっております。そこは基本、指導要録はそれぞれのよさをちゃんと見て、子供一人一人の高校生活に資するような資料となっておりますから、これは丁寧に書きたいですし、大事なことだと思いますが、元に戻りますが、選抜なわけです。結局、落とすか落とさないかというときに、あの生活の記録が果たして願いかなうようなものになるのかなど、思います。

さっき一番最初にあったように、子供によっては生徒会の役員してたんだけど、これ内申点上がるよねとかって、やっぱりそういうことを考える子供がいることは、子供が悪いのではなくて、このシステムに問題あると思います。かつ、これからいろんな特徴のある学校が出てくるときに、ああいう一律のものが必要なのではなくて、私の学校ではこういう子供が欲しいから、成績はこうだけど、こういう子が欲しいという、理想から言えば、それぞれの選抜をその学校独自のものでやっていくというのが本来の姿ではないかなと。そういうことが進められて

いるのは、もう私立学校がそういうことを進められているので、今どんどんどんどん私立学校のほうに行って、公立はだんだん下がっている。そういったものも背景にあるので、ご提言いただいたものについては私も現況のように強く訴えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 先ほどのアンケートの話でもありました、紹介いただきましたけれども、予想以上に多い生徒が多彩な活動を希望しているということで、今後の活動には中学生には期待できるなど、大きく思ったところでした。

それにしても、そうした多彩な活動が本人の活動記録として、自分の活動をした成果としてそれが反映されるといいますか、取り上げられるといいますか、大事にされる。そうした仕組みになるように、ぜひ教育長の立場からも力を尽くしていただきたいと思っております。

平 進介議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位2番、議席番号13番、平 進介議員。

○13番 平 進介議員 おはようございます。

共創長井の平 進介でございます。よろしくお願いをいたします。

このたびも、一問一答方式にて一般質問を行います。今定例会の一般質問は、大きく2点についてお尋ねをいたします。1つはふるさと納税制度について、2つ目は消防団の装備等の充実に向けてでございます。順次お伺いしていきますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、ふるさと納税制度についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨年6月定例会で質